

**民法** (配点 60 点)

**【出題趣旨】**

本問は、動産を修理した者が、その修理代金を受け取らない間に当該動産が譲渡され、譲受人からの所有権に基づく動産の引渡が求められた事案である。設問 1 では、所有者からの引渡請求に対して留置権を主張できるのか否か、設問 2 では、履行期から修理代金が支払われるまで、債務者（譲渡人）の承諾を得て当該動産を使用していたとしても、譲渡後に譲受人の承諾を得ていないで使用している場合には、譲受人は、当該留置権の消滅を請求できるのか否かを問うものである。

設問 1 (配点 40 点)

本問では、まず、民法 295 条の留置権の成立要件が示された上で留置権の成否を論じる。

次に、当該動産の譲受人との対抗関係を論じる。この場合に、動産の対抗要件(178 条の「引渡し」についての成否)、動産留置権の対抗要件等を論じる必要がある。

なお、被担保債権についての留置物との牽連性の判断基準を論じることなく、留置権と所有権移転との対抗関係のみを論じていたり、留置権が物権であることを考慮しない、弁済への間接強制力の有無のみを論じていたりする解答にならないように留意して欲しい。

設問 2 (配点 20 点)

本問では、留置権者による留置物の保管等について、「留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。」(民法第 298 条第 2 項)及び「留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。」(同条第 3 項)の規定内容の解釈を論じる必要がある。

留置物の管理処分権限は、本来当該目的物の所有者にあるところ、民法第 298 条第 2 項では、「所有者」の承諾ではなく、「債務者」の承諾を要件としている。この要件について、債務者が担保に提供できる目的物は債務者自身の財産を原則とするために「債務者」と規定していると捉えるか、同規定固有の要件として「債務者」の承諾を要件に規定しているのかについて論じる必要がある。

前者の場合には、目的物の譲渡を認識していない場合の無断使用の法的効果について、後者の場合には、留置権者と債務者の合意の第三者効について論じた上で、結論づける必要がある。

なお、設問 1 も設問 2 も、基本的な条文についての基本的な理解を確認するものであるが、争点学習に陥り、動産と不動産とが判別できていない記述や、債権的合意の第三者効と物権的な効力をもたらす当事者間の合意とが判別できていない記述については減点対象としている。

以上